

豊臣秀吉政権と武家官僚

——天正十五年禁教令に寄せて——

永島 福太郎

天正十年（一五八二）六月、山崎合戦の勝利で羽柴秀吉の制覇が約束づけられた。なお秀吉の前途には織田信長の遺族とか老臣たちが立ちはだかつてはいたが、ここで帝都を扼した秀吉に政権担当の幸運が舞いこんだといつてよい。

ところで、そのとき秀吉は信長の一部将に過ぎなかった。突然、政権を担当することになったが、その庶政はいかにして行なったのだろうか。当然、信長の行政機関をうけついでものと見られるが、さきに信長が將軍足利義昭を放逐して幕府政治諸機関を継承したときは事情をやや異にしている。もちろん、信長政権も軍事政権から安定政権へと若干は進んだらうし、近世封建政権色が芽生え、そこで政治機構にも前代の幕府政治とは変るものがあったと見られる。

信長の政務は、林佐渡守が家老、部将の佐久間信盛・澁川一益・柴田勝家・明智光秀・羽柴秀吉らが老職として参

画し、なお庶政には奉行が補せられて執政した。京都所司代に村井貞勝、堺政所に松井友閑、対公家交渉には光秀や長岡藤孝が当るしくみだった。⁽⁶⁾ 臨時の大事のさいも、その奉行が補せられる例だった。もとより、この奉行らが吏僚を統べた。信長の直臣らがかかり官僚化を示してきたのである。

秀吉が政権を握ったさい、かえて軍事政権色が濃くなったといつてよい。信長の旧部将らと戦わねばならなかったからである。そのため庶政機構は応急的なものだった。とりわけ、一部將の秀吉の庶政機構で政権担当の庶政機構に充当して行政することは不可能である。なお庶政担当の奉行に充てる直臣らが不足していたにちがいない。もとより、有力大名を以て構成する評定機構を設置できる時態にはいたっていない。かれこれの事情が原因となって、秀吉の独裁政治が展開したのである。

独裁政治にはむしろたやすく側近勢力が生まれる。そこで閥閥族の増大などもある。秀吉の初政時代に生まれた側近勢力の中心人物は秀吉の異父弟の羽柴小一郎秀長だった。すなわち大和大納言秀長である。あまり目立ったものではないが、この路線が大政所（秀吉兄弟の生母）に繋がっていた。しかも、この側近勢力に結ばれたのが茶匠の千利休である。そのほか秀吉の独裁政治に参与したのが医師の徳雲軒全宗、あるいは堺衆の豪商茶人今井宗久・津田宗及らだった。

千利休は今井宗久・津田宗及と並んで茶匠として三千石で秀吉に召抱えられたといわれる。この三名は前代の織田信長に参仕していたのだから引続きだったといつてよい。もちろん茶匠としての活躍があったが、とくに宗久・宗及は、堺のそれぞれの財閥の長として、また堺衆の代表として秀吉政権に参与したのだから茶匠とはいいきれない。このうち宗久は堺の地方を含む堺五ヶ庄の蔵入地約三千石の代官に任ぜられたことがわかるが知行高ではない。利休や宗及が三千石を与えられたというのもその実体はいかなるものか疑わしい。つまり三宗匠が三千石を与えられたと

いうのは近世中期に作られた話だといえるだろう。実は三千石ぐらいの知行は問題にならぬというぐらいの懐具合の人々だった。

利休は宗久や宗及のような財閥の当主ではない。しかし、信長参仕時代に巨富を積んだらしい。このことは、利休が知友の山上宗二や博多屋宗寿を誘って信長の卒哭忌(百日忌)を大徳寺で催したこと⁽³⁾でしれる。これは秀吉が大徳寺で信長の追善法要を営み、信長の嫡孫三法師丸を信長の後継者に推した以前のことである。一山大衆を請じての大法要の施主となったのだから、利休の富力もかなり大きかったことが知られる。やがて秀吉に迎えられるが、利休がこの法要を営んだことで、秀吉に迎えられたり、一介の茶匠で終らぬだけの權威を示したことになった。この利休の布石の意義は大きい。

秀吉は宗久・宗及および利休という堺衆の大立物を側近に召して当代随一の富力を誇る堺を掌握したのである。また堺町人で茶湯に秀れたもの数名を茶匠として召抱えた。これは堺町人が他の部将らと結びつくのを防止する手段だったといつてよい。というのも、堺衆は茶匠というようなかたちで、信長ないしその部将らと結合していた。換言すれば、堺衆は信長の次ぎに生まれる政權担当者をそれぞれ模索して、それとの結合をはかっていたのである。それゆえ、堺衆は秀吉が山崎合戦で光秀を破った直後に忽々に秀吉のもとに参じなかった。しかし、政局が秀吉に有利に傾いたときこれに赴いたのである。ところで、利休は堺の中堅町人として、青年のころには破産の憂目まで味わい、そこでなお立ち上がった苦勞人だった。すでに還暦の老境に及んでいた。秀吉はむしろ利休の世俗的な識見に期待する面が多かったし、事実その達識が発揮されたのである。なお、信長の菩提所として秀吉が建立した大徳寺惣見院主の古溪宗陳が利休と手をたずさえて秀吉のもとに参じたことも秀吉の權威に加えるところが多大だった。

ところで、秀吉の初政時代は、なお戦争遂行の最中だし、庶政を主宰するに足る武家直臣が成長しなかったせい

で、側近勢力が増大したとすることができる。さきの足利將軍家やのちの徳川將軍家にも側近勢力は生まれたが、いずれもいちおう政治組織が完成したうえで発生したものだから、秀吉の側近勢力とは性格においても威勢においてもかなり異なるものがあつたといえよう。このことには、信長の初政時代、公家の事情に通曉しているということでも起用され、その権勢を誇った朝山日乘上人の出世などが考え合わされる。田舎大名の信長が公家を奉ずるのだから、日乘上人がとりわけ重要人物となつたわけである。この日乘上人は陰に陽にキリタシンの布教を妨害した。それがあまりにも執拗だったし、なお公家対策には明智光秀や細川幽斎（長岡藤孝）が練達してきた關係も加わつて、日乘上人は信長に忌まれて追放されたのである。日乘上人は信長政権の確立過程においては必要な人物だったわけで、これに代るに足る武家官僚が成長したらその必要はなくなり追放されたわけである。

秀吉は天正十一年から大阪築城をはじめた。堺衆を手なづけ、信長の旧部將らを各個撃破する見とおしもついで政權担当の見込みがついた結果だった。しかし、秀吉の直臣らは小身だし、またこれらを軍務に専念させる必要もあつたので庶政に当る官僚にしたてる余裕はなかつた。直臣らの小身だった実例をあげると、天正十一年のことだが賤ヶ岳の七本槍と称せられて著名となる七名の直臣らは、そのときの論功行賞で三千石をそれぞれ給せられたに過ぎぬのである。その一人の加藤清正は翌々十三年の戦功で河内錦部郡内で三百五十石を加増された⁽⁴⁾。それでも五千石には達しない。これでは吏僚たちを統率して庶政を奉行する威嚴には欠けたといえるだろう。

この賤ヶ岳の戦後、織田三法師丸の後見役の信雄から前田玄以が京都奉行に任せられた。これは秀吉が承認したことで、事実上は秀吉が任命したことになる。ようやく、秀吉が庶政機関の整備に着手したことが知られる。なお堺政所（堺代官）は信長時代に引きつづき松井友閑だった。

ところで、秀吉の庶政機関としては五奉行の制が天正十三年にはじまつたといわれる。浅野長政を筆頭として長束

正家・増田長盛・石田三成・前田玄以があげられるが、この五名に固定したというのは誤りだし、天正十三年というのもただしくない。⁽⁵⁾このほか、石田正澄・富田知信・牧村政吉・木下吉隆らもこれらに並ぶ秀吉の中堅直臣だった。しかし、ここで天正十三年というのは注意されねばならない。この年には、秀吉は信長の旧部将らを制圧し終わるし、徳川家康と結んだ織田信雄と和したほか、紀伊雑賀・根来の僧徒を平げて中部地方から中国地方を掌握した。そして弟の秀長を和泉・紀伊および大和の三国守護に任じて大阪の守りを固めるし、これと関連してさきに述べたように加藤清正に江州の本領のほかに河内で新知を増すなど大小名の新配置を行なったのである。かくて秀吉は関白に任ぜられ、諸大名の叙爵任官があるが、名実とも秀吉政権の成立だといってよい。これから秀吉の遠征がはじまるし、安定政権を目ざして秀吉の施政が活発化した。庶政機構の新発足も当然あったことから、『太閤記』などが五奉行が置かれたなどというのも、五奉行というのは誤りだが、奉行らが任ぜられて庶政に当るようになったという意味に理解したらいい。ここで前田玄以は京都奉行に留任するし、翌十四年になるが堺政所松井友閑は罷免され、石田三成と小西立佐が後任となったこともしられる。すなわち天正十三年は秀吉政権が成立するし、庶政の新発足があったといえるような画期だった。ここで奉行らが事務分掌を明かにしたかいは詳かでない。

この奉行衆はいわば官僚である。そしてぜんじ政務にも参するようになった。しかし、秀吉の独裁政治だし、その側近勢力がいぜん政務を握っていた。天正十四年のことだが、豊後の大名大友宗麟が秀吉の九州出征を請いに大阪城に参上したとき、豊田秀長が内々の儀は宗易（利休）、公儀のことは自分が心得ているから心配するなと宗麟に語ったといわれる。⁽⁶⁾秀吉の公私両面の意志はこの両名が握っていたことになる。なおこの両人から見れば、さきにあげた奉行らは青年将校ぐらいのものだったことがわかる。

しかし、この官僚らも成長してくる。しかも、これらは実戦にも加わる武家官僚だった。当然、側近勢力に迎合す

るものもあつたらうが、側近勢力を排除して合理的な新しい政治組織の樹立を期する輩もあつたといつてよい。戦場で生命を賭して働いたその結果が、側近勢力の舌先で左右されるという不合理に気づいたことだともいえる。そこで秀吉政権が成立して確立に向い安定政権化がはかられたとき、いわば保守・進歩両派の派閥が芽生えたのである。しかし、側近勢力は鉄壁の構えである。これに対して進歩派の武家官僚らが挑戦しても成功は覚束ない。しかし、戦争開始や戦勝というような画期には安定政権化工作の一環としてこの挑戦が繰り返されたわけである。しかも、最高権力者が独裁専制の秀吉個人だから、その感情の起伏もある。これを動かすに足る要因をつかめば、武家官僚の側近勢力への挑戦も成功する可能性もあつた。そこで挑戦が繰り返された。その旗幟は武家支配の道理を貫徹する安定政権化工作という合理的なものだから、力強く挑まれたといえるだろう。

当時、合理的精神の高潮があつた。いわゆる中世から近世への社会発展が進んだときだつた。諸国遍歴の商人や連歌師などが、戦国大小名にその廻国によつて磨かれた見聞知識を提げて参仕し、これに富国強兵の実効をあげさせたり、あるいは大小名に代ることもあつたが、それは中世社会でのことだつた。秀吉の側近勢力はいわばこの中世の遺物だつた。近世の息吹きを強めた青年武家官僚らの側近勢力への挑戦は時潮を背景としたものだつた。ぜんじその挑戦が強まるゆえんである。

天正十九年正月、豊臣秀長が病死した。側近勢力の雄が倒れたのである。その二月、秀吉から千利休が勘気をうけ死を命ぜられた。信任の厚い利休に秀吉が突如として死を賜わたつたのだから、その原因は古来謎として論議されてゐる。しかし利休らの党首といえる秀長の死の直後の事件ということを考えれば、成長した武家官僚の魔手が及んだということが想像されよう。それが秀吉を怒らせるに足る利休の罪状を提出したのである。利休の自刃直後、石田三成が進んでその妻子捕縛に向つたとの噂が京都に流れた。利休排除の謀略に三成が加わつていたことを示す陰の声だと

いえるだろう。三成はさきに天正十六年には利休党の古溪和尚を秀吉に讒言し、和尚は博多に流されるという事件をおこしている。三成が利休を讒言したということは当時の確実な史料が語るといってもないから、いちおう保留することにするが、利休事件に三成が関係していることは主張できる。

利休事件は秀吉が小田原から凱旋したあと間もなくしておこった。この小田原役で秀吉の全国平定は完了した。秀吉政権が真に安定政権として新発足する転機にさいした。また秀吉が宿志の大陸出兵に踏み切るときだった。この転機に武家官僚がいさんだことの結果だといえよう。病床にあった秀長の死に乗じて武家官僚がいきよに側近勢力排除に起ったといえるだろう。

秀吉政権はいっきよに安定政権化したものではない。強敵を倒すごとに安定度を増したことは当然だが、その戦勝と年次経過とで武家官僚が成長し、そして中世的政権からの脱皮がはかられたといつてよかろう。もちろん、庶政の刷新が進む。それも封建社会の進展に乗るものだから、封建政権の成長に必要なものは利用され、不必要なものは制圧されるといふ法則があつた。それは支配権力者の恣意によるものだといつてよい。といつても、豊臣秀吉が絶対専制支配権力者だからとて、すべてその意志どおりになつたと解するのは誤りである。秀吉といえども封建政権の「道理」には従わねばならなかつたのである。千利休事件にしても、武家官僚の主張する道理の前では利休を見殺しにせざるを得なかつたのである。もちろん、その時点での諸勢力の力関係にも基づく。かれこれ、秀吉の政治について論ずる場合、その武家官僚の成長度を年次的に勘案する必要がある。もちろん、その成長は征戦と関わり合う。そこで征戦と関連して歴史的な事件も生まれる。天正十五年の九州の役にさいしてキリシタン禁教令が発せられたのもその一例である。

註(1) 恒久的な庶政機構についてはなお究明されていない。叙上のほか財政奉行なども常置されたはずである。

- (2) 広照入室語（大徳寺高桐院所蔵）。広照は大慈広照禅師の略称で古溪宗陳のこと。このうちに易・寿・二という三禅人の偶が見える。この三禅人（在家禅者）を宗易・宗寿・宗二の三人に比定してみた。これは新史料である。なお、古溪和尚と利休和尚との親密度がこれでもしられる。ところで秀吉と利休とは信長時代から面識があった。
- (3) 成熟した語ではない。本稿で秀吉政権における場合、青年将校というにふさわしいもので、その事務掌握から進んで政務にも参画するにいたる徒輩をさす。
- (4) 秀吉知行宛行朱印状。旧紀州徳川家文書らしい。
- (5) 桑田忠親「豊臣氏の五奉行」（史学雑誌四六の九）
- (6) 大友文書録。その大友宗麟の書状に見える。

一一

キリシタン宣教師に対して秀吉はむしろ好意を抱いていた。信長が宣教師らの持つ合理的精神とその真剣さに敬服したのと同様、秀吉もこれを好ましく思っていたのである。もちろん、天正十三年までは征戦に忙しかったから、とくにこれに留意するというようなことはなかったといえるだろう。しかし、秀吉政権の確立が明かになったこの年から、秀吉はともかくとして、秀吉政権の一隅にはキリシタンに対する注視がおこったと見られる。信長の初政時代にキリシタン排除を執拗に試みた日乗上人のような反キリシタン分子が、信長時代には鳴りをしずめていたが、秀吉政権の誕生で蘇生して活動の機をうかがっていたことが考えられる。秀吉政権内部にもこの分子が食いこんでいたといつてよい。しかし、これらの結集はなかったというのが実情だろう。

ところが、天正十四年のこと、堺の名家の日比屋家において殺傷事件が発生した。この事件はフロイスの『日本史』に記されるが、なおその史料となった一五八六年の耶蘇会士通信がアルバレス教授によって紹介された。⁽¹⁾ちなみ

にこの事件については国内史料を寓目しない。

アルバレス教授の紹介する史料によると、日比屋了珪の弟のガスパールが或る夜、弟のトーン、了珪の女婿の宗札、その弟のリョーカン、隣人の道察とを招き夕食を共にし茶の湯をふるまった。このとき了珪は所用で参会できなかった。この茶会が終わって一同が茶室を出たとき、突然リョーカンが懐にかくしていた短刀で兄のトーンを刺殺した。驚いてガスパールがリョーカンを抱きとめたが、これもリョーカンの短刀で重傷死を負わされた。この凶変を知って日比屋家の下人たちが駆けつけたとき、リョーカンも自ら首を刎ねて死んだという。

事件を知った堺政所では検察を行ない、現場で宗札と道察とを捕縛した。また殺人事件の例として町内および隣町が張番していた日比屋の家と財産とを接収した。なお宗札の妻子たちも逮捕した。このときガスパールの妻は大阪に逃れて乳母の家に隠れ、教会側に凶報を伝え前後措置と助言を請うところがあった。また故人や道察の妻子たちは堺政所の役人たちに贈賄してその捕縛を免れたようである。

ところで、日比屋了珪は身の危険を慮って大阪に上った。教会に身を托し、また宗札らの助命運動を行なった。すでに宗札とその妻子には死罪が宣告されていたのである。了珪やその親族と宣教師らの嘆願運動がはじまった。

当時、堺の政所は石田三成と小西立佐とが任命された早々だった。この立佐は堺の小西財閥の一族ともいえる町人出身で信者、また行長の父だった。これに対して三成は異教徒で新鋭の武家官僚だった。堺に対して立佐は穩便、三成は峻烈を以て臨んだようである。これには秀吉が堺衆制圧に傾いたことが考え合わされる。耶蘇会士通信にも秀吉と三成との暴逆が描かれている。

教会では了珪その他に寝食を与え、なお助命のためにキリシタン大名高山右近の尽力をもとめた。そして秀吉側近の女房らに書をおくって嘆願したり、秀吉に贈物をしたりした。しかし、成果はあがらなかった。

ある時、高山右近の茶会に利休を従えて秀吉が臨んだが、そのとき右近は秀吉に日比屋宗札らの無実を訴えた。すると秀吉は苦悩の色を浮べてその話を止めさせ、その話は口にするなといったという。なお利休も好意を寄せ、たまに上洛してきた徳川家康の使者（榊原康政）とともに秀吉に運動したと記される。さらに秀吉の室の北政所に嘆願したが、北政所はこの事件の困難さを見て口を出さなかったともいわれる。しかし、教会や日比屋一族は右近はもとより小西立佐・同行長らと協議し、さかんに大小名らに嘆願して廻ったという。

なお家康の使者は宗札の子を家康のもとに引取るという好意を示したが、発覚したら了珪一族や町内が処罰されるという取止めたり、立佐はその子を教会に入れてしまえというし、これに右近が反対した。これらの話を立ち聞きしていたその息子が家康の使者のもとに走ったが、一族がこれを連れ戻したということも記されている。なおたまたま病床に在ったパードレ・オルガンチノも贈物を持って高山右近を訪ねたがその側近者に阻まれたといわれる。

さらに小西行長から秀吉の女婿宇喜多秀家の乳母に懇請した。この乳母の好意による尽力で宗札の妻子らの助命がかなうことになる。⁽⁴⁾

ところで十一月に宗札は処刑された。そして北政所や秀家の乳母の秀吉へのとりなしで宗札の妻子は死を免れ了珪に引渡された。しかし、ここで三成は了珪父子一族の家と財産の没収を免除する代償として二万クルサードを要求した。⁽⁵⁾しかし、了珪一族はこの償金に苦しんだ。同じく捕縛された隣家の道察は茶道具名物二つを接収された。ところで宗札は八千クルサード以上の値うちのある絵（玉澗筆枯木絵）を所蔵していたが、すでに他の二千クルサードの借金の抵当になっていた。これを知った三成はその債権者呼び出してこれを没収してしまった。それゆえ、了珪らは他の茶道具を提出せざるを得なくなった。しかし、それでも償金には足らぬので、高山右近や小西行長らをはじめ信者らが贖金してこれに充てたといわれる。この事件が名物枯木絵ほしきにくまれたものだともいわれるゆえんであ

る。たしかに狙われたとはいえるだろう。

右が日比屋殺傷事件のてんまつだが、堺衆の弾圧を期して赴任してきた石田三成の着任早々にこれに絶好のチャンスを与えたものだった。堺で自宅を宣教師に開放したり、最初に受洗したことで有名な富商日比屋瑠一族がここで弾圧されたのである。殺傷事件に関わった一族では了瑠とガスパール兄弟と女孀の宗札とその家族とが信者だった。刺殺者のリョーカンと刺殺されたトーンは異教徒だった。とくにリョーカンは不良で身持が悪かったといわれる。

この事件を通じて犯科検断と連坐制などが注目されるが、とりわけ禁教令と考え合わされるのは石田三成の堺衆弾圧とキリシタン大小名および宣教師らの助命運動である。

そのうち石田三成が小西立佐とともに堺政所に任せられたのは事件の二ヶ月前といわれる。当時、関白秀吉は四国征戦を終わり、九州征戦をもくろんだときだった。軍費調達ということもあって秀吉が股肱の三成や老練にして堺に縁のある立佐を堺政所としたのは当然である。ところが堺衆の動向には複雑なものがあつた。⁽⁸⁾その根因は堺が信長に反抗したさいに主戦・非戦の内部分裂に基づくといえるし、現実としては主戦派に多く属した旧門閥町人らはあたかも信長政権の発展のせいでもあるかのように次々と没落した。しかし、なお封建支配権力を忌む分子も少なくなかつたし、秀吉政権がいちおう確立した当時においても、なお秀吉政権の前途を危む分子もあつた。堺衆には全国情勢をつかむ便があつたことも原因している。なお反秀吉活動で倒れた武將らの残党と気脈を通ずるものもあつたのである。一部には秀吉政権軽視の風潮さえあつたといつていい。⁽⁹⁾

これに対応する秀吉としては、威力を示すことが良策だった。もはや懐柔策をとる必要もない。この政策転換期に秀吉は石田三成を堺政所に起用したわけだが、⁽¹⁰⁾三成には最初の大役であり、しかも秀吉側近勢力の牙城でもある堺だったので、三成は奮起したのである。その手腕を発揮して主命に応えようとしたさいに不運にもこの日比屋一族の事件が

発生したわけである。うがった見方をすれば、不良のリョーカンをそそのかして事をおこさせるという魔手も動いたのではないかと考えてよいくらいである。

三成の日比屋家弾圧の初手はうまく運んだ。しかし、キリシタン大小名から北政所を動かす運動がおこって大成功というまでには至らなかった。三成らは秀吉側近勢力の干渉を苦々しく思うし、そのいぜんたる強味に対してむしろ闘志をかき立てられたことだろう。しかも、一町人の事件に、それがキリシタン信者のゆえに大小名が数多く動いたことに驚異したにちがいない。すぐさまそれが宣教師らが中心となったものだと考えとなり、その政治的動きに反感を抱くし、内政干渉だという憤激をさそったことだろう。三成らには百姓は百姓なみ、宗教者は宗教者なみにその本分とする世界に踞踏させるという政治理念が信奉されていたのである。これは秀吉についてもいえることだ。そこで三成らの施政にはバック・アップした。しかし、女房らを加えた阻止の勢力にも気がねした。そこに秀吉の板挟みの苦悩があった。秀吉はむしろ煩わしさを感ぜたろう。これまた宣教師らのせいだと考えたかもしれない。そのうえ、当時秀吉が手を焼いた徳川家康の懐柔に成功の燭光が点ぜられたときだった。このとき徳川方も宣教師側につく気配が見えた。これはいつそう秀吉を刺激したにちがいない。ここにおいて、この事件と翌年に発せられた禁教令と関連づけて考えることも不当ではあるまい。

註(1) アルバレス「堺の日比屋家に関する一四八六年の新史料」佐久間正・松田毅一共訳(『キリシタン研究』第八輯所収)

(2) アルバレス教授のスペイン語訳本を佐久間・松田両氏が和訳した。筆者はもちろん和訳本に拠った。ここに筆者が取意して記すのだが、この種の訳文に不なれなため誤解などがあるかもしれない。ここにお断りしておく。

(3) 記文には見えないが、ガスパールは日比屋了珪の茶室を用いたらしい。なお日比屋家の一邸内に(リョーカンは除く)この一族が住んでいたかいか詳かでない。

(4) 訳者は宇喜多忠家の妻が秀吉の愛妾加賀殿の妹という関係もあり、この宇喜多ルートの成功のいわれを註記している。

- (5) 償金制や一族町内連坐制は当代の刑法である。それを三成が利用したのである。秀吉の権威でもこれは侵し難かつたろうし、とくに制約なども加えなかつたと思われる。
- (6) 宣教師ビレラを寄宿せしめたのが了珪、最初の受洗者がガスパールだと本史料に同じく記されている。
- (7) キリシタン大小名も秀吉の家臣であり秀吉政権の一員である。したがって、その助命活動に限界があつたらしい。とりわけ、小西立佐は難局に立つたろう。目立つた活動はなかつたのだから。しかし、これらの大小名が教会に出入することも許されていた時態だつた。しかし、監視の目があつたとはいえるだろう。翌十五年禁教令発令のさい高山右近にとくに酷しかつたのはいかなのだらう。小西父子など改宗をちかつたということがあろうか。これは重用されている。
- (8) 千利休賜死事件もこれに関係がある。宗久の失脚や宗及の凋落も生ずる。秀吉政権のガンだつた。これは徳川政権成立にも関係する。大阪の役で豊臣方が堺焼討を決行したのも、当時の戦略によるだけのものではない。
- (9) これは畿内に残流する風潮でもあつた。このため進歩派武家官際に粘りさえ加わつたといえる。征戦完勝と強権示威で懼伏せしめるほかはない。禁教令も強権の具に供されたといえる。
- (10) 立佐と三成と堺政所両員制を採用したということには異論もある。堺にのこる近世官公史料では立佐の任命は掲げない。筆者は本史料による以前に立佐を政所だとする資料を得たが、不用意にもいま該資料を失なっている。この立佐の政所補任問題は本史料の信憑度にも関わる問題なので、いつそう研究を進めるつもりである。この両員任命を是認していえば、立佐に對して三成が監視の役割で任命されたといえよう。日比屋事件は三成のいきみ足ということにもなる。しかしなお、立佐には町人把握と収税方面、三成には行警方面を担当させたともいえる。

三

天正十五年（一五八七）、九州征戦を督するため秀吉は博多に至つた。その六月、突然キリシタンの布教を禁じ、宣教師に二〇日以内に国外に退去すべしと発令した。

この突如とした禁教の発令は、その理由の発見に苦しむほどのものである。そこで古来数多くの理由説明がこころ

みられた。その説くところはいちおうの理をそなえたものである。ここではそれらのそれぞれについての批判はさけるが、なお結果論的説明が多く、現実面の究明が不徹底に終わっている感のいなめないことを指摘しよう。

まず第一に禁教の朱印状があげられる。しかも日を次いで二通が発せられた。一は六月十八日付『神宮御師古格』に掲載)、一は十九日付(松浦家所蔵、但し朱印なし)である。そして文面もちがうので古来論議を呼んでいる。ところで、現存する両通の文書は原本ではなく写である。ここに問題もあるが、六月十九日付の禁令は原本にちかひものといえるので、ここではいちおう両者の存在を是認して論述する。この場合、両者を通じてその文意の暢達、論旨の徹底していることに驚かされる。一朝一夕にして成ったものとは思われぬし、起案者の教養も髣髴する。すなわち秀吉政権の特定者において準備されていたものらしく感ぜられる。

ここで、反キリシタンの徒輩の動きを感じずにはおられない。さきに信長の初政時代に執拗に禁教を主張した日乗上人の類があらためて活動したものと想像したい。新たな秀吉政権の成立を見るにおよんで、それがいわば巻返しをはかったことが考えられる。もとよりその手段は選ばない。秀吉政権の要路に同調者をもとめるし、そして秀吉に働きかける便を得たといえるだろう。さきに述べた日比屋事件で秀吉が苦悩したさいなど、その絶好の機会だったといえよう。そこでは石田三成らとの歩みよりがあったと考えられる。しかし、秀吉は九州征戦などの大事を前にしたから動じなかったといえる。キリシタン大小名を動揺させるような波紋は避けたのも当然である。しかし、翌年九州征戦が勝利に終わった。キリシタン全盛地でその信徒の活動を目のあたりにして秀吉も心を新たにすることがあったろう。それは反キリシタン党の狙うところだった。秀吉の旅先きということも利用したのである。秀吉に執拗に食い下がり、その心を得ることに遂に成功したといえるだろう。その禁教の手はずはととのっていた。禁教令案もただちに書きあげられたものといつてよい。

禁教の理由として徳雲軒全宗の「美女狩り」が説かれる。そのいうところは、全宗が秀吉のために筑前で女子の徴発を行なった。しかし、信徒らの多い地方のこととしてこれは頑強に抵抗されて成功しなかった。そこで全宗がこれを秀吉に訴えたという話である。これは宣教師側の史料に説かれるが、合理化された説明のようでもある。秀吉軍の進むところ婦女子問題もおきたにちがいないが、直接秀吉に結びつけられるものか疑問である。ともかく、この話から全宗が反キリシタンで禁教の推進勢力の一人だと理解してよさそうである。全宗が秀吉独裁政治での実力者だということと考え合わせると、これに禁教の元兇という称も冠したくなる。禁教令の起案もこのあたりと推定されよう。もちろん、石田三成らの武家官僚のうちで全宗に同調するものがかなりあったと考えられる。もとより、この一派の秀吉に進言するところ謀略に墮したものと見える。そして秀吉を怒らせたのである。前年の日比屋事件もこと新しく説かれたにちがいない。なお禁教令の条文は「わが国は神国」ではじまる。たまたま時潮としてわが「神国」觀の再燃があったことも考えられる。

ところで、この禁教令は鎖国の序曲的なものだし、キリシタン迫害を惹起する動力として評価される。もちろん、この禁教令がその発端として意義深い、発令にさいして深刻な危機感に発したものと多数意見が問われたものとは思えない。独裁専制者の不用意な発令だし、独裁政權機構を悪用した少数徒輩の策謀の勝利だったといえるだろう。しかも権力争奪戦の飛沫を浴びたもので、この点では禁教令は偶発的なものといえようし、僧兵や一向一揆の弾圧⁽¹⁾ぐらいの比重だろう。したがって、この発令の真因などむしろその発見に苦しまされるということになる。

この発令時が戦勝のさいであったこと、しかもそれが秀吉政權の全国政權化の最終段階的なものでその軍事政權の安定政權化の工作がとくに真剣に勘察されたときだから、謀略的作業さえ罷り通ったということである。とくに安定政權化を意気こむ進歩的武家官僚側にこの謀略の発意をもとめることもあながち失当でもなからう。発意というのが

失当なら側近勢力に挑む武家官僚がこれを採用して推進したといっても飛躍論理ではなからう。まして石田三成と徳雲軒全宗との結びつきの線が隠顕しているのである。

利己的なきらいはあるが、武家官僚は武家支配の道理を信じ、その合理化をとなえて邁進した。もちろん、彼等の政治的感覚も年とともに磨かれてきた。機会をとらえては側近勢力に挑んだのである。その好題目として禁教があったといえる。またこれには時運も幸わいしてきた。禁教令に見える神国という語をさきに指摘しておいたが、これは国家意識の芽生えともいえるものだった⁽⁹⁾。外国との対抗における神国観の復活である。

参考例証だが、天正十四年に関白秀吉は勅願寺として舟岡山に天正寺の建立をくわだてた。開山としては大徳寺の古溪宗陳を迎え、造営奉行としては石田三成を起用した。ともども実力者だから、造営の進展は速かなはずだった。しかし、これは遅々として進まなかった。翌十五年には九州征戦を挟んだというせいもあるが、案外な低速である。次いで十六年早々に古溪和尚は工事遅延の責めをうけて秀吉から博多に配流された。古溪側は三成の讒言だといっている。しかも、ここで天正寺造営は中止され、秀吉はあらためて東山に大仏の建立をくわだてた。

秀吉の禅宗勅願寺建立は將軍足利尊氏の天竜寺、同義満の相国寺建立の例にならったものである。ところで、大仏の建立は聖武天皇の発願である。その大仏建立発願も伊勢大神（ないし八幡大神）の申告によるものだと説明もきかれる時勢だった。天正寺造営の中止、東山大仏の建立という秀吉の転回も時潮によるといえるものがあろうし、推察だがこれに旧仏教側の禅宗に対する巻き返しと武家官僚との結びつきが考えられる。それも禅宗の古溪和尚（側近勢力側）と三成ら武家官僚との対立に基因したことが感ぜられる。大仏建立を好題目として農民に刀槍武器を提出せしめた「刀狩り」が有名だが、この妙案を献策する要路者の知恵には感嘆させられる。もちろん大仏建立の決定がさきのこと、刀狩りはこれに付託されたものである。なお、この秀吉の東山大仏建立は後陽成天皇の聚楽第行幸にも

関連する。この進展の過程において禁教令に見える神国観も解くことができよう。また禁教令のあと、いっきよに古溪和尚の配流が決行されたということも注意されねばならない。

しかし、古溪和尚の配流も年余にして終わった。たまたま博多を含む筑前国を領する小早川隆景や千利休の尽力で和尚は帰京を許された。側近勢力の力はいぜん衰えていないといえる。また和尚の博多配流もたんに京外に追放したというようなことだった。和尚は博多で悠々自適していたといえるのだから、秀吉の処罰というものがあまいものだったこともしられる。当然、武家官僚側から次に側近勢力攻撃の巨弾が発せらるべきものだった。しかも、武家官僚側にも内部分裂がもともと蔵せられていたのである。したがって、三成らを進歩派官僚というなら、保守派官僚もあつた。進歩派の攻勢は保守派を側近勢力側に追いやることにもなり、そこで葛藤が絶えなかつたのである。

なお進歩派官僚の旗幟としては合理的精神のほとばしりとして綱紀粛正がある。贈賄寵嬖政治の肅清だった。これに対し、日比屋事件のさいにも見られたように宣教師らが贈賄策を多分に実行したこともその非運を招く基となったことと思われる。後のことになるが、天正十八年には京都町民が奉行(8)(開闢と多聞院日記に見える)前田玄以の地子徴収の秤量不正を弾劾した例がある。知恵ついた町民のために皮肉にも武家官僚の雄が弾劾されたのだから面白い。しかし、事件処理はうやむやだったようである。

註(1) 禁教令は神国観を強調している。そして一向一揆の弾圧後の寺内町の取立てのこととこれとのちがいをあげているが、むしろ同等であることを示す。語るに落ちたものといえよう。なおこのことから、本願寺などが屈服したのでキリシタンが不要となり禁教したという説が生まれるのである。むしろ大小名らにキリシタン禁教の正当性を説くための文面といえよう。

- (2) 高度なものではない。外人ないし外来文化に対して我が主体性の自覚があつたといえるくらいのことである。
- (3) 信長時代は所司代といつたろう。秀吉政権成立後は奉行と称えたり。職掌は所司代と変わりがない。開闢も所司代の異称と考えてしまし、奉行と所司代の名称の異同も問わなかつたといえるだろう。

四

禁教は秀吉が正面の問題としたものだったろうか。深慮して発令したものではなさそうである。かくてその後の秀吉の禁教政策の生緩さもおのずから解かれよう。むしろ政争の飛沫を浴びたものといいたい。

しかし、ともかく発令されたのだから秀吉の意志だといえる。そこで消極的ながら秀吉の決意理由をあげれば、キリシタンが武家支配の道理に違犯するものだというのである。それも封建道徳の違犯というようなものではなく、政治的ないわば教界に踞すべきものが政治活動を行なうと見なされたものだという程度のことだったといえる。しかも、武家支配の徹底を志す武家官僚の成長と関連した問題である。武家支配の道理は独裁専制者秀吉の志すところだし、その秀吉も従わねばならぬ至上命令だったのである。そのうえ、宣教師らが必要とする時代が過ぎ去ったのである。秀吉政権が九州征戦で確立されたという武家の自負に加えて、国家意識の芽生えすら感ぜられた。そこで宣教師批判もおきてくる時期だった。

しかし、あくまで武家支配の道理に背くということでは武家官僚が採りあげたのがこの禁教令である。この道理を突きつめればキリシタン教理にも基因するところとなるが、禁教令発令者側にそれが考慮されたいなか疑わしい。なおさら、提案者側は側近勢力の手薄を狙ってこれの鼻をあかすほどのことだった。禁教令発令の時限では宣教師らの政治干渉が忌まれたのが最大の理由だといえよう。

これを忌んだ主勢力は武家官僚の一派だった。むしろその主導権獲得に役立つ好題目として採りあげ、しかも成功したという程度のものである。この歴史的意義は大きいことにはちがいないが、問題の前後主従の関係をただしく

摺む必要がある。すなわち、天正十五年という時限においての凝視が必要なのである。

天正十五年の禁教令を秀吉政権の純化の過程の一問題として採りあげてみた。それも秀吉直臣の武家官僚の成長に關連することだといいたい。もちろん、征戦の遂行ということが前提となつて秀吉政権の諸問題が勃起するわけだが、それと關連して武家官僚が階梯的に政治的成長をとげるのである。これは軍事政権の安定政権化活動ともいえる。ともかく、秀吉政権の諸問題を説くに当つては、この武家官僚の政治的成長を見つめねばなるまい。それが天正十三年・十五年・十八年というように征戦遂行にともなうものだったことも知る必要がある。そこで旧勢力との紛争が激化し、謀略さえおこつてそのぎせいも出た。

これは社会変革期の過渡的独裁政権ではいっそう甚だしい。いわゆる黒い霧の続発である。禁教の発令もそこでおこつたぎせいとして理解したく思う。

— 関西学院大学文学部教授 —